

## 第V章 「国民の森林」<sup>もり</sup>としての国有林野の取組

### (要約)

我が国の森林面積の約3割を占める国有林野の多くは、国土保全上重要な奥地脊梁山脈や水源地域に分布し、土砂崩れの防止、洪水の緩和のほか、二酸化炭素吸収等による地球温暖化の防止など、国民生活にとって重要な役割を果たす欠かすことのできない共通の財産である。国民からは、「地球温暖化防止」、「山崩れ等の災害防止」等の働きに対して高い期待が寄せられている。こうした期待を踏まえ、平成20年12月、国有林野の管理経営の基本方針である「国有林野の管理経営に関する基本計画」を新たに策定し、「国民の森林」として適切な管理経営を行うこととしている。

国有林野は、約9割が保安林として指定され、安全で安心できる暮らしの確保に貢献している。台風等により荒廃した地域では、早期復旧に向けた治山事業を自然環境の保全に配慮しながら計画的に実施している。平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震では、国道の被災により孤立化した地区の交通を早期に確保するため、迂回路として国有林野内の林道を緊急整備するなどの取組を実施した。

また、地球温暖化対策として、京都議定書の目標達成に向けて森林吸収源対策を着実に推進するため、間伐等の計画的な実施による多様で健全な森林の整備・保全に率先して取り組んでいる。さらに、森林土木工事における間伐材の積極的な利用や森林環境教育の場における地球温暖化防止に果たす森林の役割について積極的な説明に努めている。

このほか、国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地、知床(陸域)をはじめ原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林が多く残されている。こうした貴重な森林については、保護林や「緑の回廊」を設定し、モニタリング調査等を通じた厳正な保全・管理を行っている。

また、国産材の安定供給を進めるため、大口需要者への「システム販売」や低コスト作業システムの普及により間伐材等の需要拡大に努めている。

さらに、各森林管理局等では、教育関係者等へ活動フィールドの提供等を行い「国民参加の森林づくり」に取り組んでいるほか、「国有林モニター」を募集し、幅広い情報の提供や様々な意見を把握し国民の声を反映させ、開かれた「国民の森林」としての管理経営を推進している。

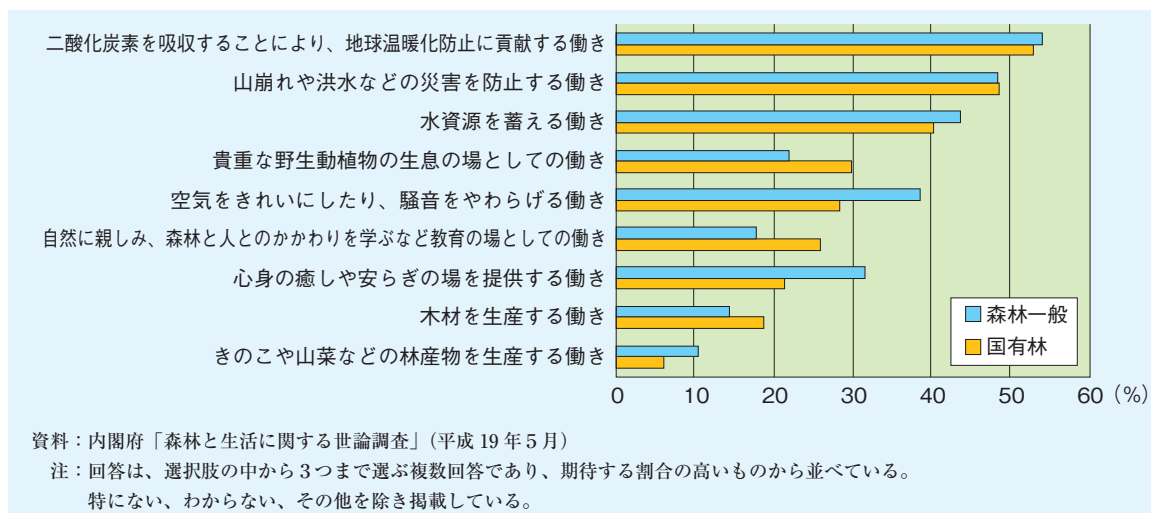
## 1 国有林野に期待される役割

国有林野は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割にあたる759万haを占めている。その多くは国土保全上重要な奥地脊梁山脈や水源地域に分布し、土砂崩れの防止、洪水の緩和、良質な水の供給のほか、二酸化炭素吸収・貯蔵による地球温暖化の防止等、国民の生活の安全・安心にとって重要な役割を果たしており、国民の生活に欠かすことのできない国民共通の財産である。世界自然遺産登録地域のほぼ全域が国有林野である屋久島、白神山地、知床（陸域）のように原始的な天然生林も多く、貴重な動植物の生息・生育地となっている。さらに、福井県気比の松原や佐賀県虹の松原等の海岸付近や東京都高尾山・京都府嵐山・大阪府箕面等の都市近隣にも分布し、優れた景観による保健休養の場や身近な森林とのふれあいの場として多くの人々に親しまれている。

内閣府が平成19年5月に実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、国有林に期待する働きとして、「地球温暖化防止」、「山崩れ等の災害防止」、「水源かん養」の働きに対して高い期待が寄せられている。また、森林一般への期待と比較して、「野生動植物の生息の場」、「教育の場」、「木材生産」の働きに対する期待が国有林では高い（図V-1）。

国有林野では、このような国民からの多様な期待にこたえていくために、「国民の森林」としての適切な管理経営を一層進めている。

図V-1 「森林一般に期待する働き」と「国有林に期待する働き」



## 事例V-1

### 湿原一帯の景観に配慮した森林施業

大分西部森林管理署は、平成17年にラムサール条約湿地として登録されたくじゅう坊カツル・タデ原<sup>わたら</sup>湿原に近接する九重山<sup>ここのえやま</sup>国有林で、地元関係者の意見を踏まえて湿原一帯の景観に配慮し等高線に沿った間伐を実施した。この施業により針広混交林へ誘導し、景観の形成や国土保全、水源かん養といった公益的機能の向上を図っている。



上空から見た間伐実施箇所

## 2 「国民の森林」としての管理経営

### (1) 新たな管理経営に関する基本計画

国有林野では、管理経営の基本方針を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下、「管理経営基本計画」という。）を策定している。平成20年12月には、平成21年4月1日から平成31年3月31日までの10年間を計画期間とした管理経営基本計画を新たに策定し、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性の保全の各項目を基本方針とした管理経営を行うこととしている。

### (2) 国民の生活を守るための森林づくり

国有林野には、国土保全や水源かん養等公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在しており、平成19年度末現在、国有林野の89%に当たる677万 ha が水源かん養や土砂流出防備等を目的とした保安林に指定されている。

さらに、国民が安全で安心できる暮らしを確保するため、台風や集中豪雨等により荒廃した地域を早期に復旧するための治山事業を、自然環境の保全への配慮やコスト縮減に努めながら計画的に実施している。特に国有林と民有林が近接している地域では、上流域の国有林と下流域の民有林の復旧を一体的に行う特定流域総合治山事業を、平成20年度に新たに着手した秋田県の「沼頭<sup>ぬまかしら</sup>」、長野県の「贅川<sup>にえかわ</sup>」、岐阜県の「ふくろ洞支溪<sup>ぼらしけい</sup>」、鳥取県の「久住<sup>くじゅう</sup>」、愛媛県の「龍岡上<sup>りゅうおかみ</sup>」の5地域を含む24地域で実施している。